

持続的な地域づくりに向けた話し合い 〈集落戦略の策定ガイドライン〉

～話し合いの参加者向け～

(令和2年12月)
農林水産省

～はじめに～

- 集落のコミュニティを維持**するためには、中山間直払集落協定だけでなく多面支払活動組織等を含んだ**複数集落での広域化や収益性の高い事業の展開**などが効果的ですが、じっくりと話し合う時間が必要で**直ぐに取り組むことは難しい**です。
- 中山間地域等直接支払の第5期対策が始まり、集落戦略の作成が本格化します。**集落戦略では、地域の農地・農業施設等を将来にわたって維持していくための対策**を話し合いますので、これをきっかけに、**まず地域の農地、農業施設、鳥獣被害等、農業に関する現状・課題を整理し将来像を話し合**いましょう。
- 本ガイドラインは、集落での話し合いの進行を担当する方（市町村職員、集落協定役員等）の参考となるよう、特に土地利用、担い手の確保、鳥獣対策の取組を含む話し合いの進め方を取りまとめました。

【将来】

集落コミュニティの維持（地域外からの移住・定住、交流人口増等）

○集落の持続性を強化する取組

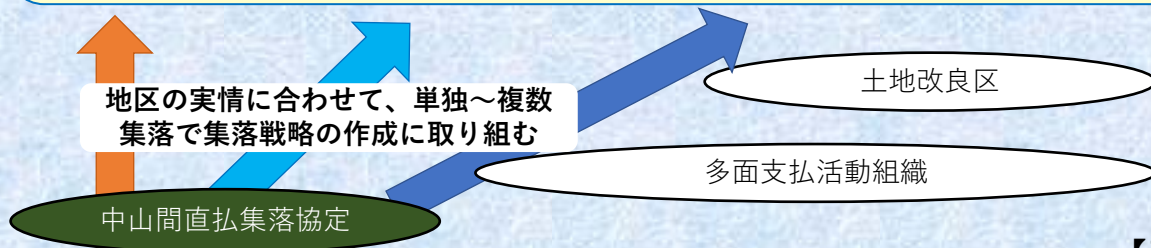


集落戦略で話し合う主要テーマ



【将来に向けた話し合い】

- ① **土地利用を考える（将来も利用する農地、利用されなくなる農地を特定）**
- ② **土地利用する農業者の確保を考える**
- ③ **農地、農業施設の維持を考える**
- ④ **他の地域資源（特産品等）の活用を考える**



【取組規模】

単独集落

複数集落

小学校区
(旧々市町村)

市町村

話し合いの前に準備する物、確認事項

(1) 集落関係者と参集範囲の確認

参集範囲は話し合いの内容に合わせて決めましょう。

①農業(農地、施設、担い手、機械の共同利用等)について話し合う場合

- ・協定参加者(なるべく多くの女性を！)
- ・担い手農家(なるべく多くの女性を！)
- ・地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、行政区長、公民館長 等

更に

②更に収益活動(加工・農泊等)も話し合う場合

- ・①のメンバー
- ・協定外の農業者(なるべく多くの女性を！)
- ・活動に興味を持つ非農家(男女問わず幅広く声かけを！) 等

更に

③更に、地域コミュニティ(防災、見守り支援等)も話し合う場合

- ・①、②のメンバー
- ・集落支援員(なるべく多くの女性を！)
- ・市町村職員(農林・企画、女性職員も積極的に参加を！) 等

(2) 話し合いを行う集落の地図等

○集落の土地利用が分かる図面

(実質化された人・農地プラン、協定書の図面等)

(又は)

○集落の航空写真等

(参考)国土地理院GIS Maps (<https://www.gsi.go.jp/gis.html>)

(3) 話し合いを行う集落の人口データ

(参考1)世界農林業センサス[年齢別農業就業人口]

(<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2015/dai1kan.html>)

(参考2)総務省統計局地図で見る統計(<https://www.e-stat.go.jp/gis>)

話し合いのスケジュール

- 話し合いは複数回に分けて行います。今回は2回に分けて実施する場合の例を紹介します。
(地区によって回数を変えて構いません)

第1回

【ステップ1】

集落の**農業（農地、施設、担い手、機械の共同利用等）**について振り返りましょう。



【ステップ2】

集落の**客観的データを共有**しましょう



第2回

【ステップ3】

集落の**理想像やその実現方法を検討**しましょう



【ステップ4】

ステップ3で話し合った内容を**集落戦略に書き込み**ましょう



【ステップ5】

検討**結果を共有**しましょう



【ステップ1】 集落の農業（農地、施設、担い手、機械の共同利用等）について振り返りましょう。

○集落の農業について

鳥獣被害が増えている

機械の共同利用組合がある

担い手が○人いる

(例) 地域資源

- ・特産品
- ・自然、伝統文化

(例) 水路等

- ・補修が必要
- ・草刈り大変

(例) 人材等

- ・担い手不足
- ・少子高齢化

(例) 農地

- ・鳥獣被害
- ・荒廃農地

農地

水路

ため池

農地

水路



【ステップ2】集落の客観的データを共有しましょう

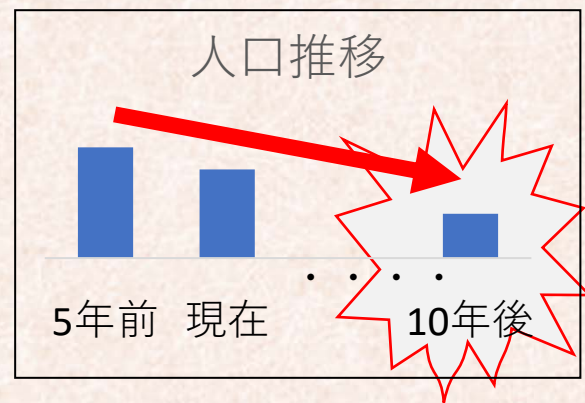
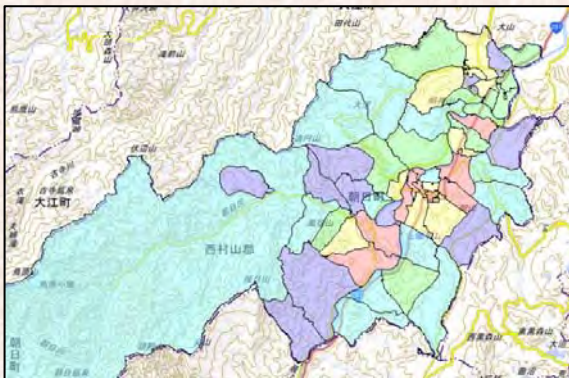
①担い手の動向

地区に住んでいる人について

Q 1 協定参加者の**年齢構成**を振り返りましょう。

Q 2 協定の**担い手**は何人いますか？

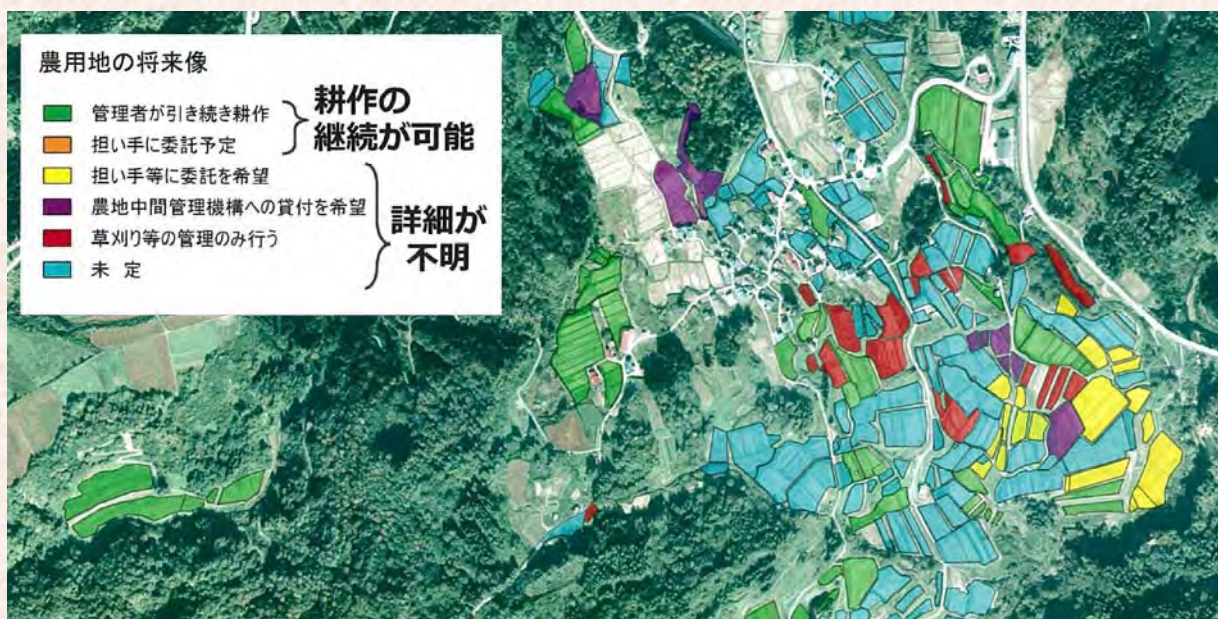
Q 3 過去5年間に、地区外から転入した人、他の地区・地域から戻ってきた人で**農業を始めた人**は何人いますか？



地図や表などのデータや
集落全体の人口も見てください

②地区の農地の状況

- 事前に準備した農地一筆毎が分かる地図を活用し、荒廃農地やその恐れのある農地を特定しましょう。
- また、将来の受け手が決まっていない農地を特定しましょう。



(山形県農村計画課作成資料から引用)

上記地図は事例として掲載しています。地域の実情に応じて簡易な図面を使用しても構いません。

この結果を集落戦略に反映してください

(1) 農用地の内訳等										(2) 集落戦略																
① 複数の加算の交付を受ける場合の加算を適用する順序		第1順位加算		第2順位加算		第3順位加算		第4順位加算		第5順位加算		② 農業生産活動等の体制整備の取組(集落戦略の作成)の有無		集落戦略を作成する		集落戦略を作成しない		協定農用地の将来像(6~10年後を想定して記入)								
③ 現況		④ 基礎・体制整備単価		⑤ 加算の適用		⑥ 農用地の管理		⑦ 管理者		⑧ 個人配分を超える所得の引受地		管理者が引き続き耕作	後継者が耕作を継承	担い手等に引き継がれてもらう予定(受け手が決まっている)	担い手等に引き継がれてもらうことを希望(受け手が決まっていない)	農地中間管理機構への貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他(具体的に記載)								
地域区分	一団の農用地名	地名	地番	地目	面積(㎡)	交付標準傾(斜等)	10a当たりの単価(円)	交付額(円)	第1順位加算	第2順位加算	第3順位加算	第4順位加算	第5順位加算	農用地の現況	具体的内容	管理者	個人配分を超える所得の引受地	協定農用地の将来像(6~10年後を想定して記入)	協定農用地の将来像(6~10年後を想定して記入)	協定農用地の将来像(6~10年後を想定して記入)	協定農用地の将来像(6~10年後を想定して記入)	協定農用地の将来像(6~10年後を想定して記入)	協定農用地の将来像(6~10年後を想定して記入)	協定農用地の将来像(6~10年後を想定して記入)	協定農用地の将来像(6~10年後を想定して記入)	協定農用地の将来像(6~10年後を想定して記入)
計																										

【ステップ3】 集落の理想像やその実現方法を検討 しましょう

ステップ2で作成した図面を使って、集落の課題と解決策を話し合しましょう。

(話し合う課題の例)

- 集落の土地利用計画
- 担い手の確保育成
- 鳥獣被害対策
- その他

(解決策とスケジュールの例)

解決策	いつ	どこで	何を	誰が
(例) 当面担い手の いない農地を 維持する	R4年～	担い手のい ない農地	蜜源作物を 植える	協定参加者 全員
(例) 若者を 呼び込む	R4～5年	集落の全農 地	営農組織を 設立する	協定参加者 と市町村
(例) 鳥獣被害防止 柵の設置	R4年3～4月	集落の山側 (2km)	柵設置	協定参加者 全員

【ステップ4】 ステップ1～3で話し合った結果を 集落戦略に書き込みましょう

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
	担い手等が確保できており、耕作を継続していく
	農業者（協定内）【具体名：〇〇】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】
	農業者（協定外）【具体名：〇〇】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
● 担い手等が確保できているが、全ての委託希望は受けられない	
	● 農業者（協定内）【具体名：〇〇】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】
	農業者（協定外）【具体名：〇〇】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
● 担い手等が確保できていない	
● 耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある	
耕作を継続していきたいが、農業所得が低い	
耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている	
● 鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している	
集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている （具体的に記載） 具体的内容：〇〇～	
その他（自由記載） ・ 耕作条件の悪い農地が0.8haあるが、引き受け手がいない。	

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性 (複数可)

対策の方向性	担い手の詳細
耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要	
協定内で担い手を育成・確保	
	農業者
	農地所有適格法人、農業生産組織等
	新規就農者
● 協定外で担い手を確保	
	● 農業者 (協定外)
	● 農地所有適格法人、農業生産組織等 (協定外)
基盤整備等により耕作条件を改善	
農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	
● 新たな作物の導入により所得の向上を図る	
省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	
耕作継続が困難な農用地の林地化	
放牧利用による農用地の管理	
● 鳥獣被害防止対策の実施	
集落の自治 (コミュニティ) 機能の強化	
その他 (自由記載)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕作条件の悪い農地 (0.8ha) はれんげを植える。 ・ 若者を受け入れるための営農組織の設立を検討する。

2-3 具体的な対策に向けた検討 (複数可)

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項
特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
協定参加者だけでは検討が困難であり、外部 (市町村・都道府県を含む) からの助力を得たい
● 他の協定との広域化を考えたい
● 中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
その他 (自由記載)

(第2回)

2-4 今後の対策の具体的内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

解決策	いつ	どこで	何を	誰が
(例) 当面担い手のいない農地を維持する	R4年～	担い手のいない農地	蜜源作物を植える	協定参加者全員
(例) 若者を呼び込む	R4～5年	集落の全農地	営農組織を設立する	協定参加者と市町村
(例) 鳥獣被害防止柵の設置	R4年3～4月	集落の山側(2km)	柵設置	協定参加者全員

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

(第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制)

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制	
	農地所有適格法人が支援する【具体名：〇〇】
	J Aが支援する【具体名：〇〇】
	集落営農組織が支援する【具体名：農林水産営農法人】
	農業者が支援する【具体名：〇〇】
●	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
●	その他（自由記載） 景観作物を植えて、協定参加者で農用地を維持する。

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。

【ステップ5】 検討結果を共有しましょう

皆さんで話し合った結果を、
参加者全員で共有しましょう。

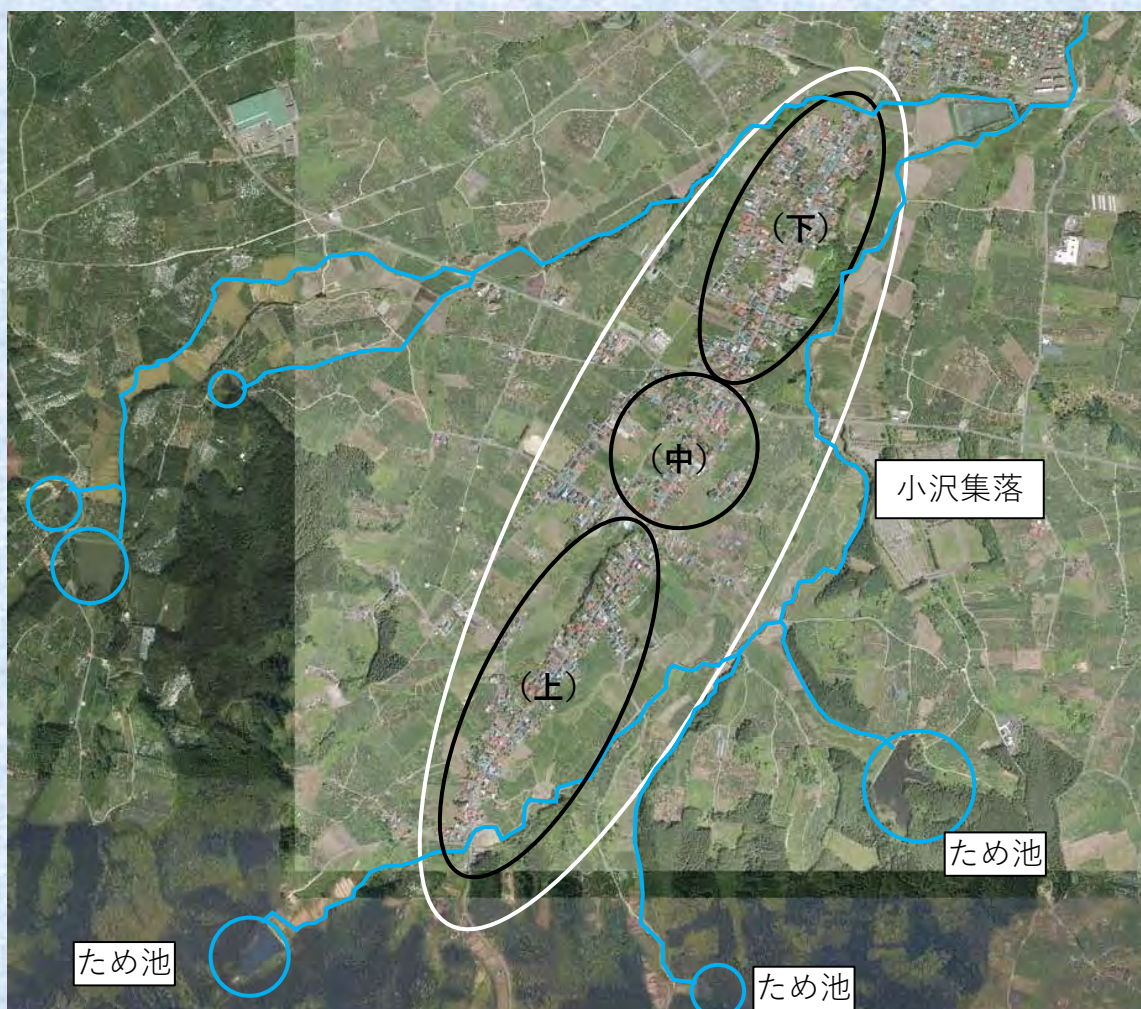
小沢地区中山間事業組合

(青森県弘前市)



協定の特徴

- ✓ 小学校区の3集落から成る
- ✓ 地理的、歴史的な水のつながり
- ✓ 水路を守るため集落が一致団結
(交付金の全てを共同取組活動へ)



- ・ 中山間地域等直接支払制度を第1期対策から継続。
- ・ 地理的、歴史的な水のつながりを有し、農家と非農家のつながりも確保されている。
- ・ 集落で生きたお金の使い方をするという考えの基、取組3年目から共同取組活動に交付金を100%配分し水路整備（土水路からU字溝へ）等を実施。
- ・ 水路法面の安定化や維持管理の軽減が図られ、水利施設の整備等という地域共通の目的が共同取組活動への配分に対する理解に繋がっている。

はちたか集落協定

(岐阜県中津川市)



協定の特徴

✓ 小学校区の2集落から成る

はちたかむじん

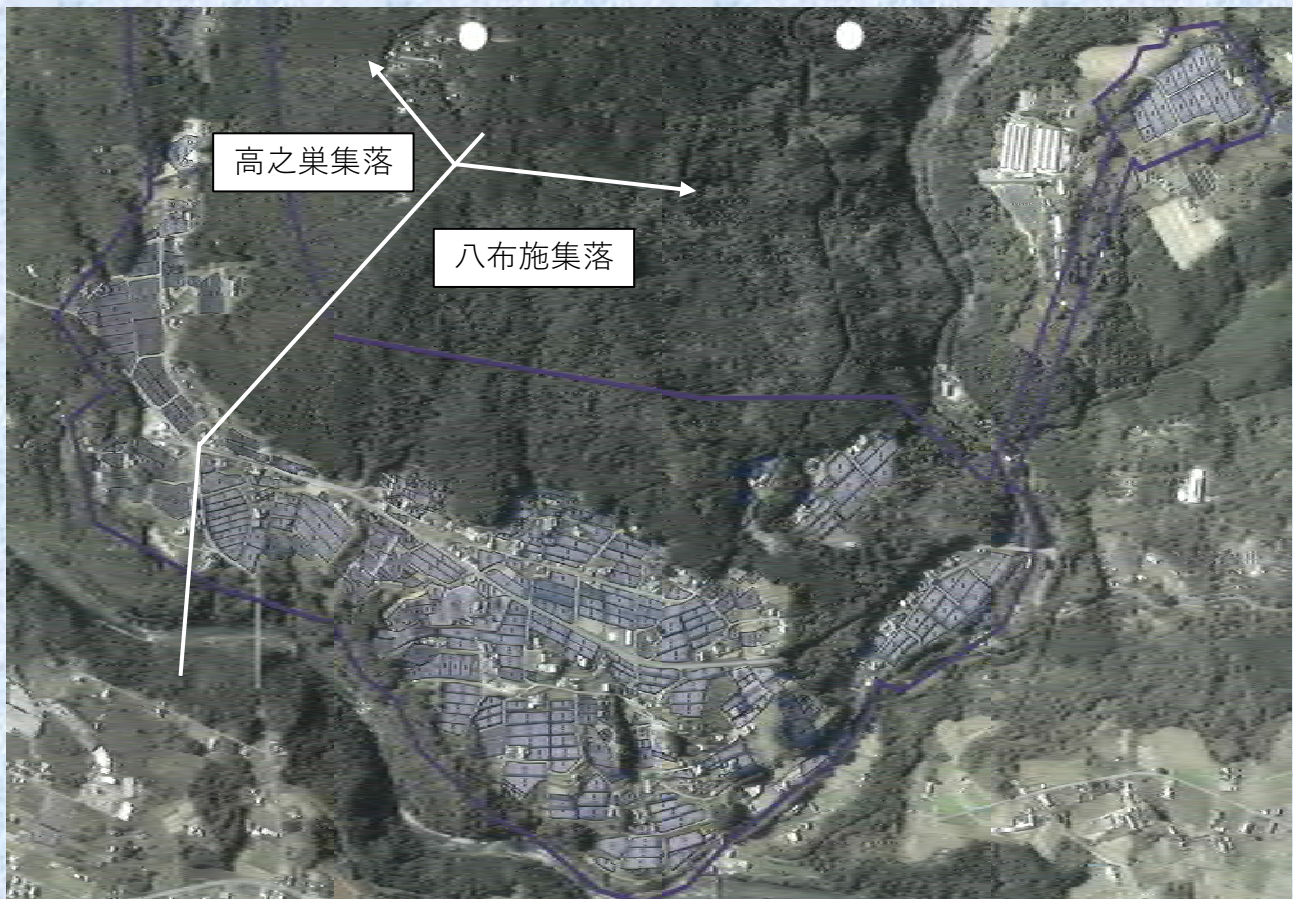
✓ 八高無尽※の存在

✓ 農業法人が集落を引っ張る



※八高無尽とは

給付の仕組みを活用した性別、年代別の話し合い、交流の場。
集落コミュニケーションの充実、合意形成に寄与。



- ・ 中山間地域等直接支払制度を第1期対策から継続。
- ・ 八高無尽により、日頃から多世代、農家・非農家が話し合う交流の場が確保。無尽のグループは男性1グループ、女性は年代別に数グループ、男女別にそれぞれ存在。
- ・ 農事組合法人を母体（令和元年度の農地集積率：約95%）に多様な農業生産活動を展開し、中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金を活用した維持活動を実施。
- ・ 第4期対策から2集落（八布施集落と高之巣集落）の協定を統合し、事務負担を軽減。
- ・ 山際の傾斜地には特産の栗を植栽するなど協定内農用地の特性を踏まえた土地利用を実施。
- ・ 野菜栽培による女性の参画も推進。

【都道府県、市町村担当職員の方へ】

- 中山間地域等直接支払に取り組んでいる集落では、**集落戦略の作成が本格化**します。
- 本ガイドライン**は、これから**集落戦略の話し合いを始める集落**が、話し合いの進め方の**参考になるよう作成**したものです。
- なお、**県又は市町村**で「作成マニュアル等を持っており、これから話し合う集落もそれを使用」「県、市町村としての作成指導方針があり、それに沿って全地区を指導する」等のように、**既に取組方針が定まっていたり、取組を開始したりしている場合は、そちらを優先**してください。（本ガイドラインの使用は必須ではありません）

○本ガイドラインで作成した集落戦略の実践に関する支援が必要な場合や、中山間地域等直接支払交付金の制度に関するお問い合わせについては、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

【東北局管内】 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
022-263-1111（内線4059）（東北農政局農村振興部農村計画課）

【関東局管内】 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
048-600-0600（内線3415）（関東農政局農村振興部農村計画課）

【北陸局管内】 新潟県、富山県、石川県、福井県
076-263-2161（内線3436）（北陸農政局農村振興部農村計画課）

【東海局管内】 岐阜県、愛知県、三重県
052-201-7271（内線2558）（東海農政局農村振興部農村計画課）

【近畿局管内】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
075-451-9161（内線2440）（近畿農政局農村振興部農村計画課）

【中四局管内】 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
086-224-4511（内線2532）（中国四国農政局農村振興部農村計画課）

【九州局管内】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
096-211-9111（内線4632）（九州農政局農村振興部農村計画課）

【沖縄総合事務局管内】 沖縄県
098-866-0031（内線83348）（沖縄総合事務局農林水産部農村振興課）

【農水本省管内】 北海道
03-3501-8359（直通）（農林水産省農村振興局地域振興課）

集落戦略の作成お疲れ様でした。
集落の将来像が見えてきましたか？



皆さんの地域が「これまでのように」
「これからも」あり続けるために、

まず、集落戦略で決めた取組みの挑戦

さらには、広域化や所得を生み出す新
たな取組みに挑戦してみましよう！

本ガイドラインの作成に当たっては、山形県、新潟県、石川県、島根県、高知県から多大なるご協力をいただきました。また、ガイドライン作成のための現地調査では、小沢地区(青森県)、宮川グリーンネットワーク(福井県)、はちたか地区(岐阜県)、井仁地区(広島県)、吉田地区(島根県)、鹿路地区(佐賀県)の皆様にご協力いただきました。心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。